新2号認定と
1号・2号認定の違い

働きながら幼稚園教育を利用する場合の
時間・費用・手続をわかりやすく比較します

認定こども園 四條畷学園大学附属幼稚園

新２号認定と１号・２号認定の違い

働きながら幼稚園教育を利用する場合の、時間・費用・手続を客観的に比較します。

内容

１．最初に知っていただきたい、２つの大きな違い 1

２．２号認定と新２号認定の違い 2

３．４つの利用方法を比較 2

４．新２号認定の給付上限額 3

５．月額費用の比較例 4

※費用比較での留意点 4

６．年間予定によって新２号の自己負担が変わります 5

７．利用状況別の認定区分の目安 5

８．新２号認定のメリットと留意点 6

（１）メリット 6

（２）留意点 6

９．認定区分を選ぶ際のポイント 6

１．最初に知っていただきたい、２つの大きな違い

（１）認定基準

就労を理由とする場合、大東市では２号認定も新２号認定も月 64 時間以上の勤務が基本です。

（２）利用決定

２号認定は大東市による利用調整があります。新２号認定は、１号として園に入園した後に受ける預かり保育料の給付認定であり、２号のような園利用の利用調整はありません。

２．２号認定と新２号認定の違い

比較点	新２号認定	２号認定
保育の必要性（就労の場合）	大東市の場合：月 64 時間以上が基本	月 64 時間以上が基本 短時間：原則 64 時間以上 120 時間未満 標準時間：原則 120 時間以上
園を利用できるか	１号の入園は園との直接契約 新２号は預かり保育料の給付認定 幼稚園経由で申請	市が申込者に優先順位をつけて利用調整 定員等により保留となる場合あり
認定後の時間区分	１号の教育時間＋預かり保育	保育短時間または保育標準時間

３．４つの利用方法を比較

比較項目	１号 新２号なし	１号 新２号あり	２号短時間	２号標準時間
基本の位置づけ	教育標準時間を利用	１号認定＋預かり保育の給付	保育認定（短時間）	保育認定（標準時間）
主な利用時間	9:00～14:00（必要時は預かり保育利用）		9:00～17:00	7:30～18:30
就労による認定基準	基準なし	大東市の場合：月 64 時間以上	月 64 時間以上等	月 120 時間以上等
園の利用決定	園との直接契約	１号は園との直接契約、新２号は幼稚園経由で給付認定	市の利用調整あり	
時間外料金	預かり保育料を負担	預かり保育料から給付額を控除	9 時前・17 時後は延長料金	7:30～18:30 は延長料金なし
土曜日・長期休業等	預かり保育として利用可		保育日として利用可	
該当しやすい例	保育の必要性の要件を満たさない／申請しない	保育の必要性の要件を満たし、預かり保育を利用する可能性がある	17 時までの保育が継続的に必要	早朝・17 時以降も継続的に必要

※1 号認定と新２号認定では、教育時間や園で受ける教育内容は同じです。違いは、主に預かり保育料に対する給付の有無です。一方、２号認定は市町村の保育認定と大東市による利用調整を経て、保育時間を含む利用が決定されます。

※新２号認定の就労時間要件は居住する市町村によって異なります。大東市は月 64 時間以上、四條畷市・大阪市は月 48 時間以上等となっています。最新の要件はお住まいの市町村でご確認ください。

４．新２号認定の給付上限額

新２号認定の預かり保育給付額は、次の３つのうち最も低い金額です。

①園に実際に支払った、その月の預かり保育料

②日額上限 × その月の預かり保育利用日数

③月額上限

国が定める新２号認定の給付上限額は、日額 490 円・月額 12,300 円です。

したがって、１日の預かり保育料が日額上限を超える場合や、午前保育日・終日預かりの日は、給付後も自己負担が残ることがあります。また、給食費、教育充実費、学年費などは新２号認定の給付対象ではありません。

５． 月額費用の比較例

例：平日に月 20 日、9:00～16:30 まで利用する場合

費用項目	1 号 新 2 号なし	1 号 新 2 号あり	2 号短時間	2 号標準時間
教育充実費	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
給食費	6,487 円	6,487 円	8,865 円	8,865 円
16:30 まで 20 日利用	9,000 円	9,000 円	0 円	0 円
新 2 号の給付見込	0 円	▲9,000 円	0 円	0 円
月額試算	25,487 円	16,487 円	18,865 円	18,865 円

この条件では、1 号（新 2 号あり）の試算額が最も低くなります。ただし、利用時間や日数が変われば結果も変わります。

※費用比較での留意点

<table>
<tr><th>時間帯・利用区分</th><th>1 号認定</th><th>2 号短時間</th><th>2 号標準時間</th></tr>
<tr><td>基本利用時間</td><td>9:00～14:00</td><td>9:00～17:00</td><td>7:30～18:30</td></tr>
<tr><td>早朝 7:30～9:00</td><td colspan="2">200 円／回</td><td rowspan="8">基本時間内</td></tr>
<tr><td>15:30 まで</td><td>300 円／回</td><td rowspan="2">基本時間内</td></tr>
<tr><td>16:30 まで</td><td>450 円／回</td></tr>
<tr><td>17:00 まで</td><td rowspan="2">700 円／回</td><td rowspan="2">300 円／回</td></tr>
<tr><td>17:30 まで</td></tr>
<tr><td>18:00 まで</td><td rowspan="2">900 円／回</td></tr>
<tr><td>18:30 まで</td><td>600 円／回</td></tr>
<tr><td>午前保育終了～14:00</td><td>850 円／回</td><td rowspan="2">基本時間内</td><td rowspan="2">基本時間内</td></tr>
<tr><td>休業日等 9:00～14:00</td><td>1,050 円／回</td></tr>
<tr><td>延長料金の月額上限</td><td>—</td><td>朝夕合算 6,000 円</td><td>–</td></tr>
</table>

６． 年間予定によって新 2 号の自己負担が変わります

本園には、通常保育日だけでなく、午前保育日、振替休日、夏季・冬季・春季休業があります。新 2 号認定の給付は利用日数に応じた日額基準で計算されるため、長時間利用の日がある月は、預かり保育料の全額が給付されるとは限りません。

日程の例	1 号の預かり保育料	新 2 号認定の場合
通常保育日 16:30 まで	450 円／日	給付上限額の範囲内で給付。
午前保育日 16:30 まで	850 円＋450 円＝1,300 円／日	日額上限まで給付。差額自己負担。
振替休日・長期休業日 16:30 まで	1,050 円＋450 円＝1,500 円／日	日額上限まで給付。差額自己負担。
夏期保育 10 日	通常保育日の扱い	通常保育後の預かり分が算定対象

７． 利用状況別の認定区分の目安

1 号認定 新 2 号なし	保育の必要性の要件を満たさない家庭、または新 2 号認定を申請しない家庭。預かり保育は利用できますが、その料金は全額自己負担です。
1 号認定 新 2 号あり	**保育の必要性の要件を満たし**、預かり保育を利用する可能性がある家庭。認定を受けたうえで預かり保育を利用した場合、利用日数等に応じて給付対象となります。
2 号短時間	**9:00～17:00 の保育が継続的に必要な家庭。**17 時までであれば延長保育料は必要ありませんが、利用には市町村の認定、大東市の利用調整が必要です。
2 号標準時間	早朝から 17 時以降までの保育が継続的に必要な家庭。**7:30～18:30 まで利用できます**が、保護者の就労時間等が標準時間の要件に該当する必要があります。

８．新２号認定のメリットと留意点

（１）メリット

①幼稚園教育を受けながら、必要な日に預かり保育を利用し、その料金の一部について給付を受けられます。

②通常保育日に 16:30 まで利用する際の本園の預かり保育料 450 円は、新 2 号認定の日額給付上限額の範囲内です。

※預かり保育料は、今後改定される場合があります。

③新 2 号認定は、2 号認定のような利用調整を受けず、1 号認定で入園したまま預かり保育の給付を受けられます。

（２）留意点

①新 2 号認定を受けても、預かり保育料が必ず全額無償になるわけではありません。

②早朝、16:30 を超える利用、午前保育日、振替休日、長期休業日の利用では自己負担が生じやすくなります。

③給食費や教育充実費など、預かり保育料以外の費用は軽減されません。

④保育の必要性がなくなった場合は、認定に関する変更等の手続きが必要となる場合があります。

９．認定区分を選ぶ際のポイント

（１）新 2 号認定の要件を満たす場合は、認定を受けることで預かり保育料の給付を受けられます。

（２）新 2 号認定と 2 号認定のどちらが適しているかは、利用時間や利用日数などによって異なります。

※新 2 号認定の就労時間要件、給付上限額、申請方法等は市町村により異なります。本資料では大東市を基本例として記載しています。最新の内容はお住まいの市町村でご確認ください。

※国が定める新 2 号認定の給付上限額は、日額 490 円・月額 12,300 円です。

Shijonawate Gakuen Kindergarten